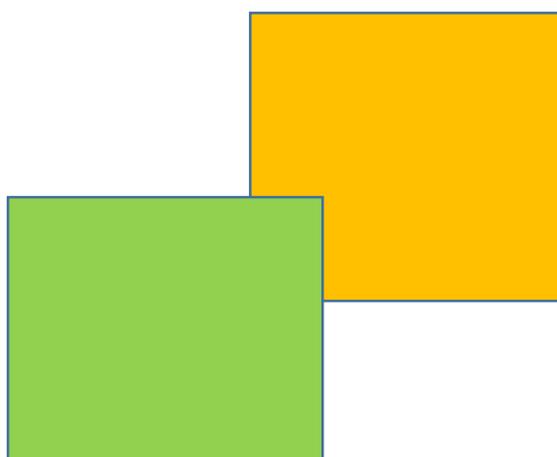


登別市温暖化対策実行計画 (事務事業編)

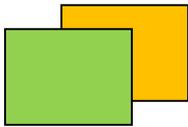


計画期間：2017（平成29）年度～2021（平成33）年度 5年間

登 別 市

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1 背景及び目的	1
2 計画期間及び基準年度	1
3 対象範囲	1
4 対象とする温室効果ガス	2
第2章 温室効果ガス排出量の削減目標	3
1 基本理念及び基本方針	3
2 基準年度の状況	3
3 削減目標	4
4 段階的な削減について	5
第3章 温室効果ガス排出量削減のための取り組み	6
1 取り組みの基本方針	6
2 温室効果ガス排出量削減のための目標	7
（1）温室効果ガス排出量削減目標値	7
（2）環境配慮指針	7
（2-1）二酸化炭素排出量の算定に含まれる項目の目標値設定	8
（2-2）二酸化炭素排出量の算定に含まれない項目の目標値設定	8
3 具体的な取り組み内容	10
（1）環境配慮指針の目標達成に係る具体的な取り組み	10
（2）その他の具体的な取り組み	11
4 事務局の取り組み	13
5 グリーン購入法に基づく物品等の調達推進	14
第4章 計画の進行管理	15
1 推進体制	15
2 進行管理の仕組み	16
（1）計画（Plan）	16
（2）実行（Do）	16
（3）点検・評価（Check）	16
（4）見直し（Action）	16
（5）実績の公表	16



第1章 計画の基本的事項

1 背景及び目的

登別市（以下「本市」という。）では、1998（平成10）年に制定された、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という。）第21条第1項の規定に基づき、2000（平成12）年度に「登別市温暖化対策推進実行計画」、2005（平成17）年度に「第2期登別市温暖化対策推進実行計画」を策定し、本市のすべての事務・事業に伴う温室効果ガス排出量を削減するための取り組みを実施してきました。

第2期の本計画では、2004（平成16）年度を基準年度と定め、計画期間を2006（平成18）年度から2012（平成24）年度までとし、2010（平成22）年度までに温室効果ガスの排出量を基準年度の8%を削減することを目標として取り組んできました。

しかし、2013（平成25）年度以降の策定にあたっては、東日本大震災の発生により、国の「地球温暖化対策計画」において新たな基準年度、実施期間、削減目標値などの方針が示されなかったことから、国の新たな計画が示されるまでの暫定的な方針として、「平成25年度以降の登別市の事務・事業における温暖化対策の方針」を策定し、以降、環境配慮指針等管理システム調査により、進行管理を行っております。

今般、国においては、2015（平成27）年にフランスのパリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）受け、「地球温暖化対策計画」を2016（平成28）年5月に閣議決定されましたので、これに基づき、本市の事務事業に伴い排出される温室効果ガスを削減するための措置について新たに定めた「登別市温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「本計画」という。）」を策定し取り組みを推進していきます。

2 計画期間及び基準年度

本計画の計画期間は、2017（平成29）年度から2021（平成33）年度までの5年間とし、基準年度については、2016（平成28）年度とします。

なお、本計画の内容については、社会情勢の変化や技術的進歩、計画の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直し等を行います。

3 対象範囲

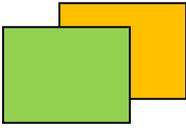
本計画の対象となる範囲は、本市が行うすべての事務及び事業（廃棄物の焼却・埋立及び下水・し尿処理を除く）とし、対象とする施設は、出先機関を含む本市のすべての施設（廃棄物の焼却・埋立に要する施設及び下水・し尿処理に要する施設を除く）とします。

4 対象とする温室効果ガス

本計画で対象となる温室効果ガスの種類は、温対法第2条第3項に規定されている7種類のうち、市の事務事業の中で排出量の把握が困難である、パーフルオロカーボン (PFC)、六フッ化硫黄 (SF₆)、三フッ化窒素 (NF₃) を除く次の表 1-1 に示す4種類のガスを対象とします。

表 1-1 温室効果ガスの種類

温室効果ガス	主な排出源
①二酸化炭素 (CO ₂)	電気の使用、暖房用燃料 (灯油・A重油・液化石油ガス (LPG)) の使用、車両用燃料 (ガソリン・軽油) の使用
②メタン (CH ₄)	自動車の走行
③一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行
④ハイドロフルオロカーボン (HFC)	カーエアコンの使用等



第2章 温室効果ガス排出量の削減目標

1 基本理念及び基本方針

本市では、温室効果ガス排出量を削減していくために、次の基本理念及び基本方針により取り組んでいきます。

基本理念

登別市は、豊かな海と四季の変化に富んだ自然環境を有するとともに、多種多様な泉質と景勝地にも恵まれた自然豊かな人々の心を和ませるまちです。

登別市の豊かな自然環境を守り育み次世代に引き継ぐため、市民、事業者、行政が一体となり、環境保全・省資源・省エネルギー型生活への意識啓発など、全市的な環境保全活動と環境負荷の軽減に取り組めます。

これを踏まえ、登別市は、市の事務・事業を遂行するにあたって、「登別市温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、温室効果ガスの削減や省資源・省エネルギーの推進に努めます。

基本方針

- 1 登別市環境基本計画（第2期基本計画）に基づき、環境に関する施策を推進します。
- 2 市役所が市域における温室効果ガス排出量の大きい事業者であることを、職員一人ひとりが認識し、温室効果ガス排出量の実質的な削減に寄与することを目指します。
- 3 温室効果ガスの排出状況を適切に把握し、実態及び取り組み成果等を公表し、市役所が市民・事業者への率先垂範となることを目指します。

2 基準年度の状況

基準年度である2016（平成28）年度において、本市の事務事業から排出された温室効果ガス排出量は、5,006 t-CO₂です。

基準年度の排出量は、温対法に基づく「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン Ver. 1.0（2017（平成29）年3月 環境省）」に準じて算定しています。

温室効果ガス種別の排出量と構成比は、表2-1に示すとおりです。

表 2-1 基準年度（2016（平成 28）年度）温室効果ガス種別排出量

温室効果ガス	排出量（t-CO ₂ ）	構成比（%）
①二酸化炭素（CO ₂ ）	4,997.7	99.83
②メタン（CH ₄ ）	0.3	0.01
③一酸化二窒素（N ₂ O）	6.4	0.12
④ハイドロフルオロカーボン（HFC）	1.4	0.03
合 計	5,005.8	100.00
基準年度 排出量	5,006	

温室効果ガス種別の内訳は、二酸化炭素（CO₂）が 99.83%と大部分を占めており、次いで、一酸化二窒素（N₂O）が 0.12%、ハイドロフルオロカーボン（HFC）0.03%、メタン（CH₄）が 0.01%となっています。

3 削減目標

本市は、平成 29 年 1 月に策定した「登別市温暖化対策実行計画（区域施策編）」における対策実施による削減（2030（平成 42）年度において、総排出量で 2013（平成 25）年度比 26%の削減）に向けて、まずは直近である 5 か年（2017（平成 29）年度から 2021（平成 33）年度まで）における計画期間中に、本市が行う事務・事業により排出する温室効果ガスを、基準年度比で約 5%削減していくことを目標とします。

目 標	<p>基準年度から目標年度までの間 <small>《2016（平成 28）年度》 《2021（平成 33）年度》</small> 温室効果ガス排出量を 基準年度比で約 5%削減します。</p>
------------	---



なお、数値目標として掲げた「基準年度比で約 5%削減」の考え方は、「工場または事務所その他の事業所におけるエネルギー消費原単位及び電気需要平準化評価原単位を、中長期的に見て年平均 1%以上低減させることを目標として、技術的かつ経済的に可能な範囲で措置の実現に努めることとする」とした、「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」（平成 21 年 3 月 31 日経済産業省告示、平成 29 年 3 月 30 日一部改正）を参考とするとともに、これまでの「平成 25 年度以降の登別市の事務・事

業における温暖化対策の方針」における進捗状況等を踏まえ、目標を設定しました。

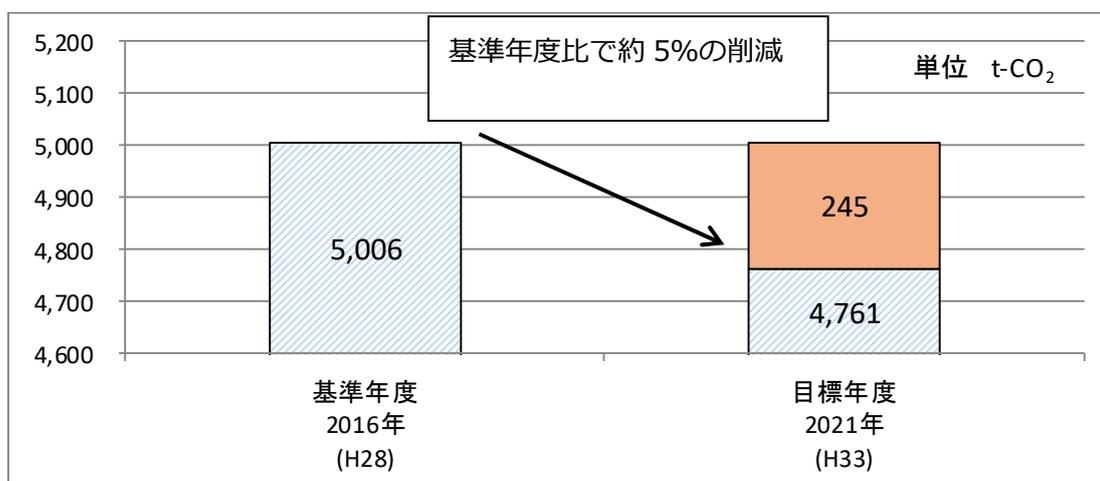


図 2-1 温室効果ガス排出量削減イメージ

4 段階的な削減について

本計画の目標達成を目指すことはもちろん、計画期間中に排出される温室効果ガスの総量も削減することが重要です。

計画期間中、2016（平成 28）年度を基準年度として、以降、各年度の総排出量を前年の総排出量に対して 1%ずつ段階的に削減していき、目標年度である 2021（平成 33）年度には 4,761 t-CO₂ まで削減（基準年度比で約 5%を削減）することを目指します。

基準年度である 2016（平成 28）年度から目標年度である 2021（平成 33）年度までの温室効果ガスの削減イメージを図 2-2 に示します。

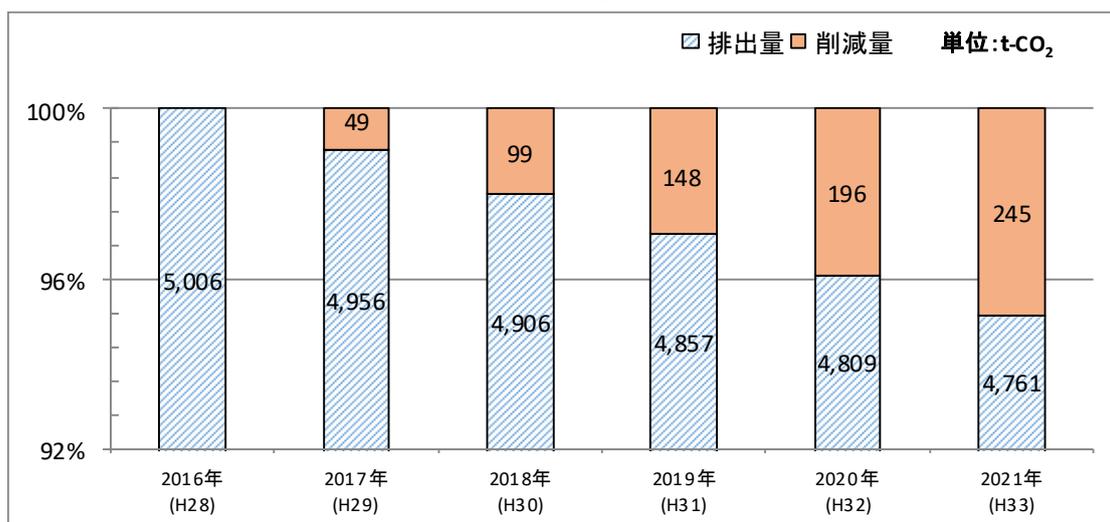
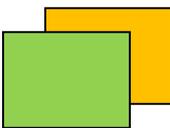


図 2-2 温室効果ガス削減イメージ



第3章 温室効果ガス排出量削減のための取り組み

1 取り組みの基本方針

第2章に掲げた、「基準年度（2016（平成28）年度）から目標年度（2021（平成33）年度）までに温室効果ガス排出量を、基準年度比で約5%削減する」という目標を達成するため、登別市環境基本条例第11条で定める環境への配慮等に努めるとともに、グリーン購入法に基づく環境物品等の調達を含めて、職員全員が取り組む必要があります。

温室効果ガス排出量削減のための取り組みの体系を図3-1に示します。

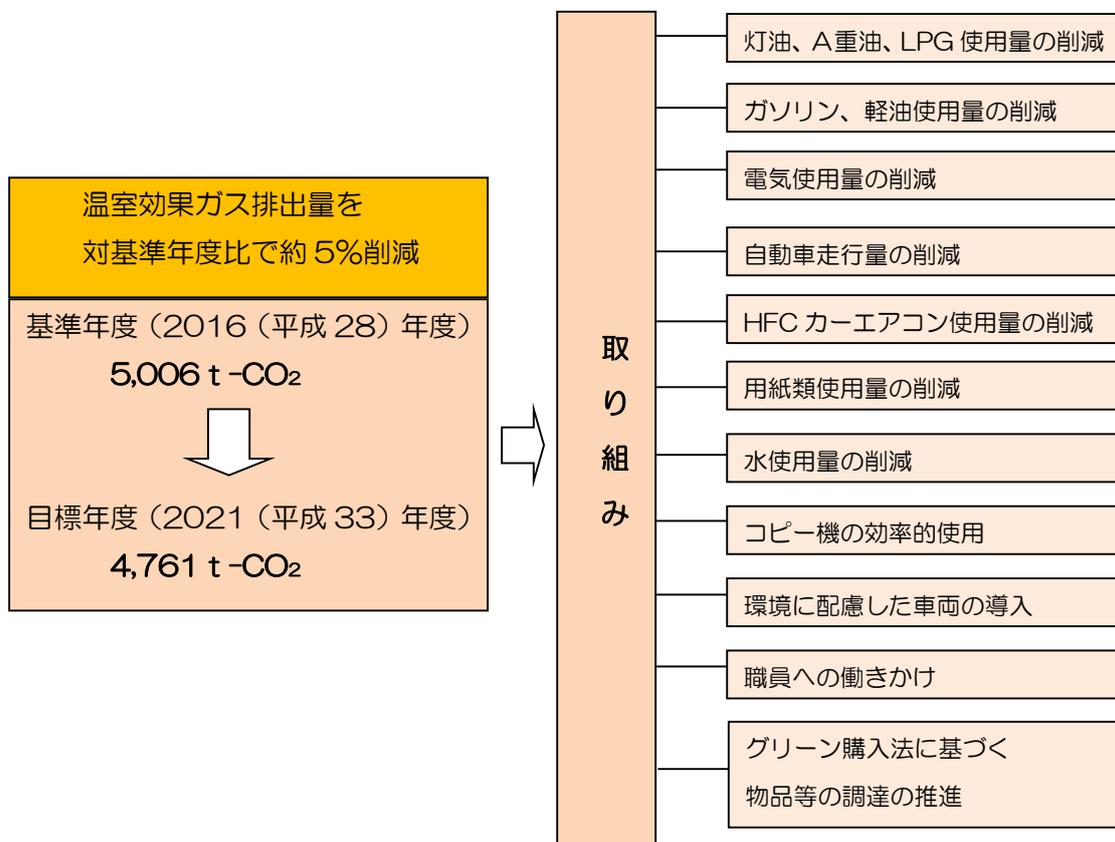


図3-1 温室効果ガス排出量削減のための取り組みの体系

2 温室効果ガス排出量削減のための目標

(1) 温室効果ガス排出量削減目標値

基準年度（2016（平成28）年度）から目標年度（2021（平成33）年度）までに温室効果ガス排出量を、基準年度比で約5%削減するという目標を達成するため、項目別温室効果ガス削減基準値（2016（平成28）年度）及び目標値（2021（平成33）年度）を表3-1に、目標年度（2021（平成33）年度）における温室効果ガス種別排出目標値を、表3-2に示します。

表3-1 項目別温室効果ガス削減目標値（単位：t、二酸化炭素換算）

項目・区分		基準値 (2016(H28)年度)	目標値 (2021(H33)年度)	温室効果 ガス種別
燃料	暖房等(灯油、A重油、液化石油ガス)	1,915	1,821	CO ₂
	車両用(ガソリン、軽油)	256	244	CO ₂
電気使用量		2,827	2,688	CO ₂
自動車走行量		7	7	CH ₄ 、N ₂ O
HFC封入カーエアコン		1	1	HFC
計		5,006	4,761	

※四捨五入により合計が一致しない場合があります。

表3-2 目標年度（2021（平成33）年度）における温室効果ガス種別排出目標値

温室効果ガス	排出目標値（t-CO ₂ ）
①二酸化炭素（CO ₂ ）	4,752.8
②メタン（CH ₄ ）	0.3
③一酸化二窒素（N ₂ O）	6.1
④ハイドロフルオロカーボン（HFC）	1.4
合計	4,760.6
目標年度 排出量目標値	4,761

(2) 環境配慮指針

登別市環境基本条例第11条第2項の規定に基づき、環境に配慮した指針を次のとおり定めます。

なお、上記の温室効果ガス削減のための二酸化炭素排出量の算定について、庁内全体での取り組み内容を明確にするため、「算定に含まれる項目の目標値」と「算定に含まれない項目の目標値」とに区分し、進行管理することとします。

また、従来、「登別市環境配慮指針」及び「平成 25 年度以降の登別市の事務・事業における温暖化対策の方針」で温室効果ガス削減の対象としていました「廃棄物の焼却」「廃棄物の埋立」「下水処理」「し尿処理」については、平成 29 年 1 月に策定した「登別市温暖化対策実行計画（区域施策編）」で削減目標項目として盛り込んだため、本計画の温室効果ガス削減対象項目からは除くこととしました。

（2-1）二酸化炭素排出量の算定に含まれる項目の目標値設定

目標値は、基準年度（2016（平成 28）年度）から目標年度（2021（平成 33）年度）までに約 5%削減することとし、基準値及び目標値を表 3-3 に示します。

表 3-3 算定に含まれる項目の目標値

項目		区分	単位	基準値 (2016(H28)年度)	目標値 (2021(H33)年度)	温室効果 ガス種別
燃料	暖房等	灯油	リットル	501,200	476,636	CO ₂
		A重油	リットル	133,500	126,957	CO ₂
		液化石油ガス	kg	101,601	96,620	CO ₂
	車両用	ガソリン	リットル	75,732	72,020	CO ₂
		軽油	リットル	31,269	29,738	CO ₂
電気使用量			kwh	4,225,387	4,018,296	CO ₂
自動車走行量	ガソリン車		km	780,963	742,670	CH ₄ 、N ₂ O
	ディーゼル(軽油)車		Km	79,113	75,237	CH ₄ 、N ₂ O
HFC 封入カーエアコン			台	100	100	HFC

（2-2）二酸化炭素排出量の算定に含まれない項目の目標値設定

二酸化炭素の排出量の算定に含まれない項目の目標値は、次のとおりとし、表 3-4 に示します。

ア 用紙類（コピー用紙、フォーム用紙、印刷用紙、封筒）

紙類の使用枚数削減を推進し、目標年度（2021（平成 33）年度）における用紙類の使用枚数を、基準年度（2016（平成 28）年度）使用枚数比 5%の削減とします。

イ 水使用量

節水活動を推進し、目標年度（2021（平成 33）年度）における水使用量を、基準年度（2016（平成 28）年度）使用量比 5%の削減とします。

ウ コピー機

コピー機の適正使用に努めるとともに、更新時に「国際エネルギースターロゴマーク（EM）表示機器」※へ更新していくこととし、基準年度（2016（平成 28）年度）の EM 表示機器使用割合を下回らないこととします。

※「国際エネルギースタープログラム及び国際エネルギースターロゴマーク（EM）表示機器」について

国際エネルギースタープログラムは、世界9カ国・地域で実施されているオフィス機器の国際的省エネルギー制度です。

製品の稼働、スリープ、オフ時の消費電力などについて、省エネ性能の優れた上位25%の製品が適合となるように基準が設定され、この基準を満たす製品に、「国際エネルギースターロゴマーク（EM）」の使用が認められています。

エ 環境に配慮した車両の導入

使用用途を鑑み、更新時に「環境に配慮した車両」※を導入していくこととし、基準年度（2016（平成28）年度）の「環境に配慮した車両の割合」を下回らないこととします。

なお、特殊な用途に使用する車両（消防車、除雪車、塵芥車など）については、その使用用途から長期間の使用を念頭に購入しており、短期間での更新が難しいことから、目標値から除くこととします。

※「環境に配慮した車両」：国が定めた平成17年規制以降の自動車排出ガス規制において「低排出ガス」認定を受けた車両及び排出ガスを発生しない電気自動車等のことをいいます。

表 3-4 算定に含まれない項目の目標値

項目	区分	単位	基準値 (2016(H28)年度)	目標値 (2021(H33)年度)
用紙類	コピー用紙・フォーム用紙 印刷用紙・封筒 使用枚数	枚	14,959,051	14,211,098 (5.0%削減)
水使用量	水道	m ³	52,786	50,147 (5.0%削減)
コピー機	$\frac{\text{EM表示付き台数}}{\text{コピー機総台数}} = \text{割合}$	%	$\frac{26}{35} = 74.3$	EM表示付き コピー機の割合は 基準値を 下回らない
環境に配慮した 車両の導入	$\frac{\text{環境に配慮した車両の台数}}{\text{車両総保有台数}} = \text{割合}$	%	$\frac{63}{69} = 91.3$	環境に配慮した 車両の割合は 基準値を 下回らない

3 具体的な取り組み内容

(1) 環境配慮指針の目標達成に係る具体的な取り組み

目標を達成するため、職員ひとり一人の環境配慮意識の向上が重要でありますので、表3-5に示す取り組みを徹底することとします。

表3-5 環境配慮指針の目標達成に係る具体的な取り組み

項目		具体的な取り組み内容
燃料 (暖房用)	暖房器具等の 適正使用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・暖房の使用期間、使用時間の抑制に努める。 ・暖房の不必要な使用を控える。 ・クールビズ、ウォームビズに努める。 ・ボイラーの適正使用・効率的な運転管理に努める。 ・ボイラーの保守点検を定期的実施する。
燃料 (車両用)	エコドライブの 推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ゆっくり発進、ふんわり加速を心がける。 ・加減速の少ない定速走行を心がける。 ・早めのアクセルオフを行う。 ・燃費を考慮した効率的な運転に努める。 ・カーエアコンの効率的使用を行う。 ・アイドリングストップを行う。 ・走行ルート合理化に努める。 ・公用車への電気自動車など次世代自動車や、環境に配慮した車両の導入に努める。 ・相乗り等により効率的に公用車を使用する。
電気使用量	照明機器の 適正管理	<ul style="list-style-type: none"> ・必要のない照明はこまめに消灯する。 ・始業前や昼休みは照明の消灯に努める。 ・残業は極力避け、急遽残業する場合は、就業エリアを考慮した必要最小限の点灯に努める。 ・廊下、共用スペースなどでの間引き消灯に努める。 ・定期的に機器の清掃を実施する。 ・ノー残業デーを励行する。 ・LED照明器具への更新を推進する。
	昇降機	<ul style="list-style-type: none"> ・昇降機の職員使用は必要最小限とする。 ・昇降機の保守点検を定期的実施する。
	OA機器等の 適正管理	<ul style="list-style-type: none"> ・使用していないOA機器は待機モードにする。または電源を切る。 ・長時間にわたって退席する時は、使用しないOA機器の電源を切る。 ・退庁時には、主電源を切り、休日前にはプラグを抜く。
	空調機器の 適正管理	<ul style="list-style-type: none"> ・クールビズ、ウォームビズに努める。《再掲》 ・暖房の使用期間、使用時間の抑制に努める。《再掲》 ・暖房の不必要な使用を控える。《再掲》 ・ブラインドやカーテンを活用し、日射による室温上昇の抑制に努める。
HFC封入 カーエアコン	自動車エアコン の適正使用	<ul style="list-style-type: none"> ・エアコンは適正な温度に設定し使用する。 ・無駄な冷・暖房の使用を控える。

項目		具体的な取り組み内容
用紙類	紙類使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・両面コピー・両面印刷により、紙使用量を削減する。 ・会議資料はページ数や部数を必要最小限とするか、簡略化を検討する。 ・会議において事前に配布した資料は原則配布しない。 ・庁内LANの活用によりペーパーレス化に努める。 ・冊子・パンフレット・ポスター・報告書などの印刷物について、発行部数やページ数などを十分検討し、必要最小限とする。
水使用量	節水活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・節水に努める。 ・水漏れ点検を励行する。 ・水を使用する機器の更新時は、節水タイプの製品選択を徹底する。 ・蛇口や水洗トイレの流入量の適正な管理を徹底する。
コピー機	コピー機の適正使用	<ul style="list-style-type: none"> ・使用していないコピー機は待機モードにする。または電源を切る。 ・退庁時には、主電源を切り、休日前にはプラグを抜く。《再掲》 ・両面コピー・両面印刷により、紙使用量を削減する。《再掲》 ・更新時は、EM表示付きのコピー機を導入する。 ・プリンタのトナーカートリッジの回収とリサイクルを推進する。《再掲》
環境に配慮した車両の導入	低排出ガス認定車などへの更新	<ul style="list-style-type: none"> ・使用用途を鑑み、更新時は環境に配慮した車両を導入する。 ・特殊車両の更新時は、可能な限り環境に配慮した車両の導入に努める。 ・公用車への電気自動車、水素自動車などの次世代自動車の導入について検討する。 ・公用車の適正管理に努める。
その他	職員への働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ排出量の減量に努める。 ・備品、事務用品等の長期使用を図る。 ・分別回収ボックスを設置し、ごみの分別を徹底する。 ・レジ袋使用の削減を図るため、マイバック等を使用する。 ・プリンタのトナーカートリッジの回収とリサイクルを推進する。 ・紙類の分別を徹底し、業者による回収を徹底する。 ・環境に関する研修会等に積極的に参加するよう促す。 ・各グループにおける意識啓発等を図る。 ・職員が環境保全活動等に参加しやすい職場環境づくりに努める。

(2) その他の具体的な取り組み

目標達成のためには、表 3-5 で挙げた以外にも取り組みを励行することが重要です。

特に、庁舎や施設の設備機器の更新の際に、温室効果ガス排出量の少ない設備機器に買い替えることや、再生可能エネルギーを利用するものに更新することにより、最も大きな効果を発揮しますが、それだけでなく、当該設備機器の運用改善、運転制御や補修・改修工事の際の工夫でも、大きな効果を得ることができます。

その他の具体的な取り組みとして、環境省ホームページに掲載されている「温室効果ガス：排出抑制等指針」にならい、日常業務、省資源の推進、庁舎等の保守・管理、各設備・機器の運用改善及び導入や更新、再生可能エネルギーの普及促進などに関する具体的な取り組みを、表 3-6 から表 3-9 までに示し、この取り組みを推進することとします。

表 3-6 日常業務及び省資源の推進に関する具体的な取り組み

項 目		具体的な取り組み内容
日常業務に関する取り組み	空調	<ul style="list-style-type: none"> ・空調設定温度・湿度の適正化に努める。 ・使用されていない部屋の空調は停止する。 ・換気運転時間の短縮等の換気運転の適正化に努める。
	給排水・給湯	<ul style="list-style-type: none"> ・冬季以外の給湯供給期間の短縮に努める。
	照明	<ul style="list-style-type: none"> ・照明を利用していない場所におけるこまめな消灯に努める。 ・照明を利用していない時間帯におけるこまめな消灯に努める。 ・業務に支障のない範囲での減灯を推進する。 ・日中における窓際照明の消灯を推進する。
	昇降機	<ul style="list-style-type: none"> ・利用の少ない時間帯における一部停止に努める。
	公用車	<ul style="list-style-type: none"> ・エコドライブを推進する。 ・出勤時における公共交通機関の利用を推進する。
省資源の推進	用紙類	<ul style="list-style-type: none"> ・ミスコピーの防止に努める。
	廃棄物・リサイクル	<ul style="list-style-type: none"> ・職場のごみ箱の撤去や不要なゴミの削減を推進する。 ・割り箸・紙コップの使用を控え、マイカップ等の利用を推進する。 ・封筒、ファイルなどの再利用を推進する。
	物品購入	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーン購入法に基づく物品等の調達を推進する。

表 3-7 庁舎等の保守・管理に関する具体的な取り組み

項 目		具体的な取り組み内容
庁舎等の保守・管理に関する取り組み	空調	<ul style="list-style-type: none"> ・温湿度センサー・コイル・フィルター等の清掃を励行する。
	熱源	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間等の外気取り入れを推進する。
	照明	<ul style="list-style-type: none"> ・省電力タイプの照明器具への交換を推奨する。

表 3-8 庁舎等の設備・機器の運用改善、導入、更新に関する具体的な取り組み

項 目		具体的な取り組み内容
庁舎等の設備・機器の運用改善に関する取り組み	空調	<ul style="list-style-type: none"> ・ウォーミングアップ時の外気取り入れを控え、内気取り入れを推進する。 ・空調機設備・熱源機の起動時刻の適正化に努める。 ・冷暖房の混合使用によるエネルギー損失の防止に努める。 ・除湿・再熱制御システムの再加熱運転の停止に努める。
	熱源	<ul style="list-style-type: none"> ・冷温水出口温度の適正化に努める。 ・熱源機の停止時間における電源の遮断に努める。 ・燃焼設備の空気比の適正化に努める。
	排水・給湯	<ul style="list-style-type: none"> ・給排水ポンプの流量・圧力を適正化する。 ・給湯温度・循環水量を適正化する。
	受変電	<ul style="list-style-type: none"> ・コンデンサーのこまめな投入及び遮断（力率改善）を推進する。 ・変圧が不要な時期・時間帯における変圧器の停止に努める。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎の新築や増改築、設備機器の補修改修時には、再生可能エネルギーの導入についても検討する。

項目		具体的な取り組み内容
庁舎等の設備・機器の導入、更新に関する取り組み	空調	<ul style="list-style-type: none"> ・空調対象範囲の細分化を推進する。 ・可変風量制御方式の導入に努める。 ・ファンへの省エネルギーの導入に努める。 ・エネルギー消費効率の高い空調機設備への更新を推進する。 ・全熱交換器の導入を検討する。 ・スケジュール運転・断続運転制御システムの導入に努める。 ・その他、電気製品購入における省エネルギータイプの製品選択に努める。
	熱源	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー消費効率の高い熱源機への更新に努める。 ・経年劣化等により効率が低下したポンプの更新を推進する。 ・ヒートポンプシステムの導入を検討する。 ・ポンプ台数制御システムの導入を検討する。 ・ポンプの可変流量制御システムの導入を検討する。 ・熱源機の台数制御システムの導入を検討する。 ・大温度差送風・送水システムの導入を検討する。 ・配管・バルブ類又は継手類・フランジ等の断熱強化に努める。
	受変電	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー損失の少ない変圧器への更新を推進する。 ・デマンド制御の導入（ピーク電力の削減）を推進する。
	照明	<ul style="list-style-type: none"> ・高周波点灯形（Hf）蛍光灯への更新を推進する。 ・照明対象範囲の細分化を推進する。 ・初期照度補正又は調光制御のできる照明装置への更新を推進する。 ・人感センサーの導入を検討する。 ・高効率ランプへの更新を推進する。
	昇降機	<ul style="list-style-type: none"> ・インバータ制御システムの導入を検討する。
	建物	<ul style="list-style-type: none"> ・高断熱ガラス・二重サッシの導入を検討する。

表 3-9 再生可能エネルギーの普及促進に関する取り組み

項目	具体的な取り組み内容
再生可能エネルギーの普及促進に関する取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな公共施設を設置する場合は、再生可能エネルギーの導入を検討する。 ・既存の公共施設については、今後技術革新などにより、再生可能エネルギーの導入が可能となった場合、検討する。

4 事務局の取り組み

登別市環境保全政策推進会議（以下「政策推進会議」という。）事務局（市民生活部環境対策グループ所管）は、関係各所の取り組み実態の報告を受けながら、温室効果ガスの削減に資する次の取り組みも検討していきます。

ア 職員等の意識啓発活動の推進

本市全体及び全庁的に温室効果ガス削減の推進を定着化させるには、継続的な意識啓発が欠かせません。政策推進会議事務局は、職員向けの情報等の発信や関連するポスター等の掲示などにより、さまざまな手段により職員等への意識啓発活動を推進してまいります。

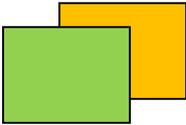
イ 活動実績のとりまとめと公表

政策推進会議事務局は、各グループ等の所管施設等でのエネルギー使用量やその他の取組結果等を取りまとめ、政策推進会議に報告します。

また、登別市環境基本条例や温対法に基づき、施策及び措置の実施状況について、市ホームページなどにより、市民にわかりやすい形で公表します。

5 グリーン購入法に基づく物品等の調達への推進

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）第10条第1項の定めにより、環境物品等の調達方針を作成し、物品等の調達を行ってまいります。



第4章 計画の進行管理

1 推進体制

本計画を着実に推進していくためには、職員一人ひとりが各所属において自主的かつ積極的に行動していくことが大切です。そのために、計画の推進体制の整備を図ることが必要となります。

本計画における推進体制は、市長を会長として組織する政策推進会議が中心となり、目標達成のための行動及び意識啓発を促してまいります。

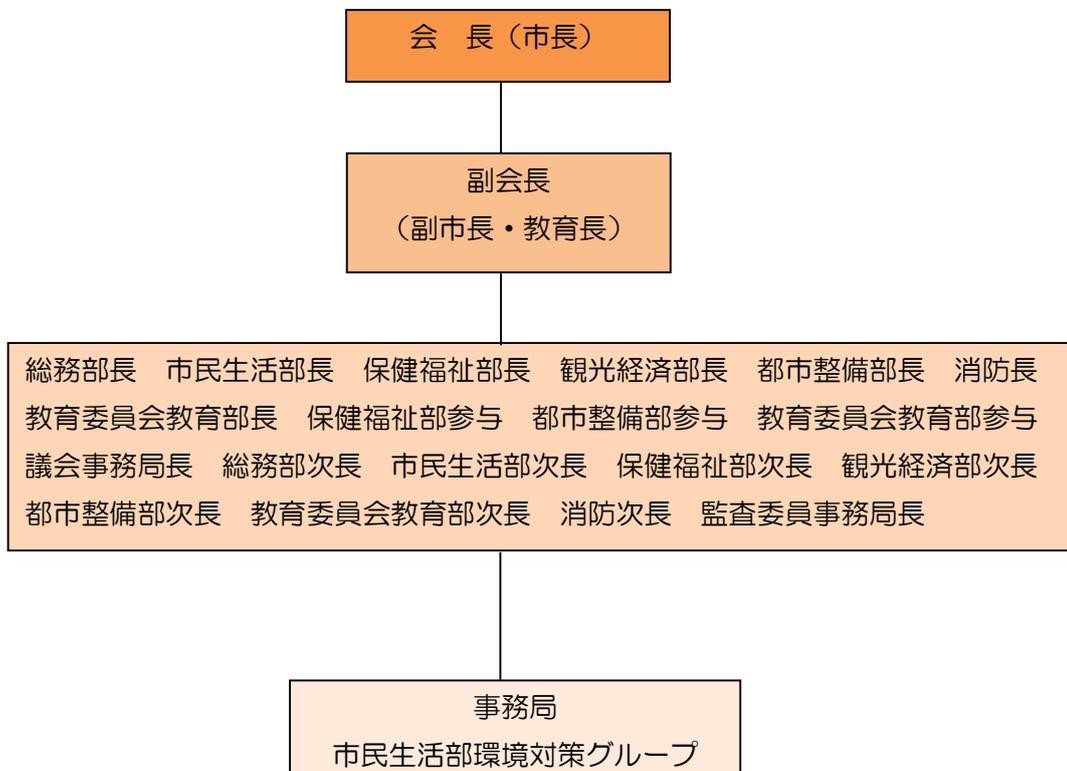


図 4-1 登別市環境保全政策推進会議の組織図

2 進行管理の仕組み

本計画の仕組みは、図 4-2 のとおりです。

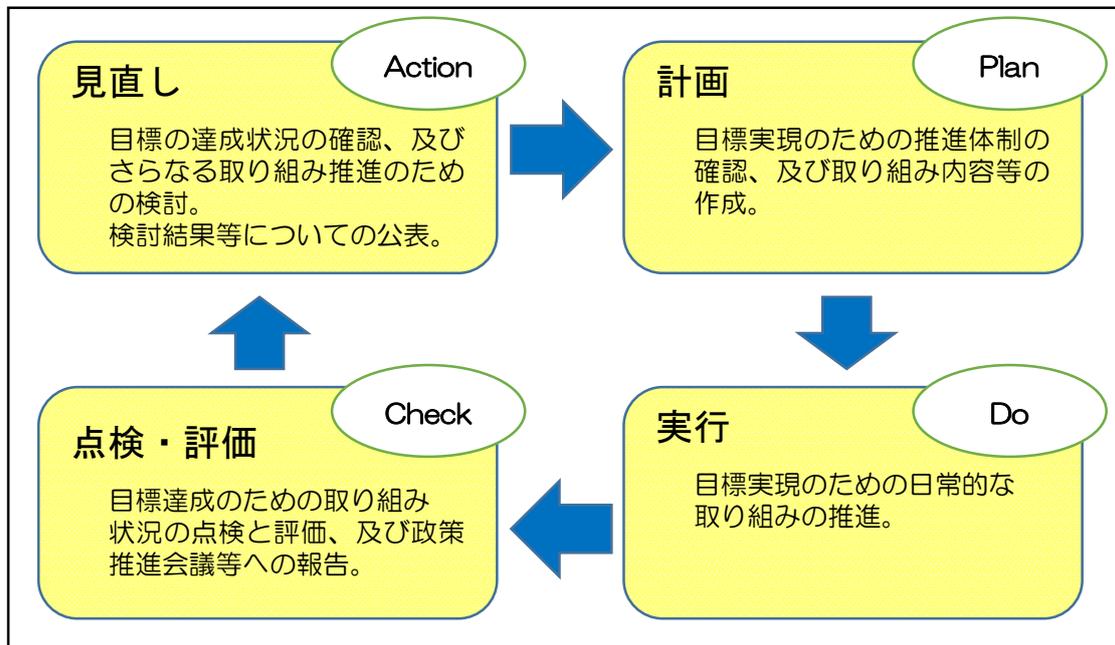


図 4-2 進行管理の仕組み図

(1) 計画 (Plan)

総括主幹等は、第 2 章に示した目標を達成するために、本計画の重要性及び第 3 章に示した取り組みの実施等について、主査及び職員等に周知徹底を図り、取り組みを励行する。

(2) 実行 (Do)

主査及び職員等は、総括主幹等の指示に基づき、目標の達成に務める。

(3) 点検・評価 (Check)

主査は、1 年に 1 回、目標の達成度の評価を行い、総括主幹に報告する。

総括主幹等は、主査からの報告を踏まえてグループ内の取り組みを総括し、目標の達成状況を 1 年に 1 回事務局に提出する。

(4) 見直し (Action)

政策推進会議事務局は、各グループにおける本計画目標値の達成状況を総括し、毎年 1 回政策推進会議に報告する。

政策推進会議は、事務局からの報告を踏まえて、毎年、本計画目標値の達成状況や取り組みの成果等に関し総括し、計画の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直し等を行う。

(5) 実績の公表

政策推進会議事務局は、政策推進会議に諮り、温対法に基づき、毎年 1 回措置及び施策の実施状況について公表する。